

輸出貿易管理令に基づく当社バルブ製品の該非判定結果/見解

2021年1月27日

ザムソン株式会社

代表取締役 飛田 篤志

「輸出貿易管理令 別表第1 第3項(2)7: 弁又はその部分品」及び「米国輸出管理規制(EAR)」に該当する当社製品の該非判定結果および見解を以下に示します。

本見解は2021年1月27日施行の法令改正に基づき判定しておりますので、同日以降法令改正が実施された場合は無効となります。

また本見解書は当社製品単体での見解となります。

キャッチオール規制(輸出令別表第1の16項)には該当しますので、貴社で需要者および最終用途をご確認の上、必要に応じて経済産業省への許可申請を行っていただけますようお願い申し上げます。

1. 対象バルブと判定結果

製品名	型式(Type)	口径	材質	輸出令別表第1の1~15項 輸出貿易管理令別表第1の3項(2)7	米国輸出管理 規制(EAR)
自力式 バルブ	2405, 2412, 2417, 2422, 2430, 2435, 3214, 41-23, 41-73, 44 シリーズ	10A 以上	鋳鉄	判定結果 非該当	判定結果 対象外
コントロール バルブ	3241, 3244, 3321, 3251, 3510, 3535		鋳鋼		
バタフライ バルブ	ファイファー製 ロイツシュ製		鍛造鋼 ステンレス (CF8M, 316)		
ボール バルブ	ファイファー製		銅合金 (CC499K, CC491K)		

※上記型式以外のバルブやポジション単体および特殊材料の製品に関しては弊社営業窓口へ別途ご依頼ください。

2. 該非判定見解

対象法令	判定見解
輸出令別表第1の1~15項(リスト規制) 輸出貿易管理令別表第1の3項(2)7 弁又はその部分品	対象シリーズにつきましては、2021.01.27 施行政省令等対応の項目別対比表を使用し、非該当であることを確認しております。
米国輸出管理規制(EAR)	対象シリーズにつきましては、ドイツおよび近隣ヨーロッパ諸国で製造された製品であり対象外です。